

転校の手続きについて（お知らせ）

市内の学校に転校することが決まった場合は、以下のとおりの手続きが必要となります。具体的な手続き方法は裏面をご覧ください。

また、ご不明な点は、遠慮なく担当者までご連絡をお願いします。

（手続きの流れ）

～ 引っ越し前 ～

1. 「転校届」に必要事項を記入・押印後、できる限り早めに学校に提出してください。
 - ※ 「転校届」の用紙は学校にあります。
 - ※ 来校し記入される際は、必ず 印鑑 をご持参ください。
 - ※ 新しい住所も記入していただきます。

2. 本校が最終登校日に「在学証明書（教科用図書給与証明書）」等を交付します。

～ 引っ越しが終わってから ～

3. 新しい住所を管轄する区役所の市民課又は出張所（市民係）で転出及び転入の手続きを行います。（旧住所の区役所で転出の、新住所の区役所で転入の手続きをそれぞれ行うことも可。）
4. 新しい住所を管轄する区役所又は出張所から「転入学通知書」が交付されます。
5. 上記4で交付を受けた「転入学通知書」と本校から交付を受けた「在学証明書（教科用図書給与証明書）」等を転入先の学校に提出し、転入学の手続きを行います。

※ 特別な理由により住民票の異動が困難な場合は、別途担当者にご相談ください。

福岡市立壱岐南小学校
担当：事務
TEL：092-811-0955

転校の手続き ~福岡市内間~



○ 福岡市内間の転校の手続きについては以下の手順となります。

